

新潟市告示第 4 0 2 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 6 月 2 3 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 ( m )	延長( m )
一般 国道	4 0 3 号	新潟市秋葉区矢代田字舟戸 1146 番 1 地先から 新潟市秋葉区舟戸一丁目 1171 番 5 地先まで	前	9.0 ~ 16.9	331.5
			後	9.0 ~ 34.2	332.5
県道	白根安田線	新潟市秋葉区矢代田字舟戸 1146 番 1 地先から 新潟市秋葉区舟戸一丁目 1171 番 5 地先まで	前	9.0 ~ 16.9	331.5
			後	9.0 ~ 34.2	332.5